

秘 密 保 持 規 定

持続的プロセスイノベーション形成事業を推進する為に設立する「高精密加工技術研究会」(以下「本会」という。))の実施に際し、会員は以下のとおり秘密保持規定を遵守する。

第1条(秘密情報)

本規定において、秘密情報とは、本事業に際し、相手方から開示された次の各号に定める情報をいう。(以下、秘密情報を開示した者を「開示者」といい、秘密情報の開示を受けた者を「受領者」という。)

- (1) 仕様書、図面、資料等の書面(電子メールを含む。以下、本条において同じ。)またはCD R等の記録媒体により開示された情報にあっては、書面上、記録媒体上または記録媒体上の情報を可読性のある状態にした際に表示される画面上に秘密である旨の表示がある一切の情報
- (2) 口頭、映像、サンプル等秘密である旨の表示が困難な方法で開示された情報にあっては、開示者が開示の際に秘密である旨を明確に示したうえで、当該開示後30日以内に当該情報の概略を書面にし、または記録媒体に保存し、かつ秘密である旨を表示して受領者に通知した一切の情報

2. 前項の秘密情報に関し、次の各号に該当する情報については、秘密情報から除外する。

- (1) 開示時に既に公知であるか、開示後に受領者の責によることなく公知となった情報
- (2) 開示時に受領者が適法に保有していた情報
- (3) 受領者が第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情報
- (4) 開示者が本規定による制約を課さない旨個別に書面にて承諾した情報
- (5) 受領者が秘密情報に依存することなく独自に開発し、知得した情報

第2条(秘密保持)

受領者は、秘密情報につき、善良な管理者の注意義務をもって管理し、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 事前に開示者の書面による承諾を得ずに、第三者に対して開示しないこと。
- (2) 自己の役員及び従業員に対しても、本件等に必要な範囲の者に対してのみ開示できるものとし、開示する役員及び従業員に対し、本規定の内容を遵守させること。
- (3) 管理責任者及び管理場所を定めて管理すること。
- (4) 事前に開示者の書面による承諾を得ずに、本事業の履行以外のいかなる目的にも使用または利用しないこと。

2. 前項の規定にかかわらず、受領者は、裁判所や行政機関の命令など法律に基づき開示者の秘

密情報を開示する義務のある場合には、当該秘密情報を開示できるものとする。ただし、その場合、受領者は、開示者に直ちにその旨通知するとともに、開示の範囲を最小限にするべく開示者に協力し必要な措置を講じるものとする。

第3条（秘密情報の処分）

受領者は、秘密情報につき、開示者から要求があった場合は、開示者の指示に従い、遅滞なく返却、破棄等の処分をするものとする。

第4条（開示情報の保証）

開示者は、本会において受領者へ開示、提供する情報につき、不正競争防止法に照らし当該情報を適法に利用しまたは開示できる正当な権利を有することを受領者に保証する。

第5条（開示者の免責）

開示者は、明示または黙示を問わず、秘密情報の完全性、商品性、特定の目的に対する適合性または秘密情報がいかなる第三者の権利をも侵害していないことを何ら保証せず、秘密情報に起因して受領者または第三者に生じたいかなる損害についても何ら責任を負わないものとする。

第6条（確認事項）

当事者は、別途当事者間の書面による合意がない限り、本規定によって、本事業の結果に基づく共同開発、共同サービスの提供、売買契約の締結等を行うことが義務付けられるものではないことを確認する。

2. 開示者は、本会における秘密情報の開示は、受領者に対して、当該秘密情報に関する特許権、他の知的財産権およびノウハウを譲渡し、あるいは実施許諾するものではないことを確認する。

第7条（有効期間）

本規定の有効期間は本会の終了日までとする。

2. 前項の規定にかかわらず、第2条及び第3条の規定は、本会終了後さらに5年間有効とし、第4条乃至第6条および第9条の規定は本会終了後も引き続き有効とする。

第8条（管轄裁判所）

本規定に基づく一切の紛争については、名古屋地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とする。

第9条（協議事項）

本規定に定めのない事項及び本規定の解釈に疑義が生じた場合は、当事者間で誠意をもって協議の上決定し、決定内容を事務局に通知するものとする。